

**平成16年度
法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書**

**平成16年10月
法 務 省**

平成16年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書 (目次)

＜施設整備関係＞

周南法務総合庁舎整備等事業	1
高知法務総合庁舎新営工事	2
大分第2法務総合庁舎新営工事	3
宮城刑務所新営工事	4
美祢社会復帰促進センター整備事業	5
福岡刑務所新営工事	6

＜法務に関する研究＞

行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究	7
保護司の活動実態と意識に関する総合的研究	8
薬物乱用者の処遇に関する総合的研究	9
ハイテク犯罪に関する基礎的研究	10
裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究	11

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	周南法務総合庁舎新営工事
評 価 の 概 要	新営整備を計画している周南法務総合庁舎について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「事業の効果」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が検察庁105点、拘置所109点、計画の妥当性に関する評点が検察庁133点、拘置支所100点、事業の効果（費用対効果（B/C））が2.2となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価した。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名 :周南法務総合庁舎新営工事 ②概算要求額 : ③具体的内容 山口県周南市に、法務総合庁舎（山口地方検察庁周南支部・区検察庁及び山口刑務所周南拘置支所）を整備するため、事業費を要求した。 (3) その他 ①取組を行った時期 :平成14年度 ②具体的内容 「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から事前評価を行った。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの 具体的内容・取組予定時期）該当なし (2) その他 具体的内容・取組予定時期） 施設使用後5年経過後に、事後評価を実施する予定である。 3. その他 該当なし
備 考	事業期間：平成17年度から19年度（予定）

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	高知法務総合庁舎新営工事
評 価 の 概 要	新営整備を計画している高知法務総合庁舎について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が116.8点、計画の妥当性に関する評点が133点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価した。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名 :高知法務総合庁舎新営工事
	②概算要求額 (千円) :
	③具体的内容 高知県高知市に、法務総合庁舎（高知地方検察庁・区検察庁、高知保護観察所及び高松入国管理局高知港出張所）を整備するため、調査費を要求した。
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの 具体的内容 取組予定時期) 該当なし
	(2) その他 具体的内容 取組予定時期) 事業費要求段階（平成17年度以降）に「事業の効果」まで含めて総合的に評価する予定である。
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	大分第2 法務総合庁舎新営工事
評 価 の 概 要	新営整備を計画している大分第2 法務総合庁舎について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が114.3点、計画の妥当性に関する評点が133点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価した。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名 :大分第2 法務総合庁舎新営工事 ②概算要求額 (千円) : ③具体的内容 大分県大分市に、法務総合庁舎（大分地方検察庁・区検察庁、大分保護観察所及び福岡入国管理局大分出張所）を整備するため、調査費を要求した。 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの 具体的内容 取組予定時期) 該当なし (2) その他 具体的内容 取組予定時期) 事業費要求段階（平成17年度以降）に「事業の効果」まで含めて総合的に評価する予定である。 3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	宮城刑務所新営工事
評 価 の 概 要	新営整備を計画している宮城刑務所について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「事業の効果」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が116点、計画の妥当性に関する評点が110点、事業の効果（費用対効果（B/C））が2.1となり、新規採択事業としての要件を満たしている」と評価した。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名 :宮城刑務所新営工事 ②概算要求額 : ③具体的内容 宮城県仙台市に、宮城刑務所を整備するため、事業費のうち第1期分を要求した。 (3) その他 ①取組を行った時期 :平成15年度 ②具体的内容 「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から事前評価を行った。 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの 具体的内容 取組予定時期) 該当なし (2) その他 具体的内容 取組予定時期) 施設使用後5年経過後に、事後評価を実施する予定である。 3. その他 該当なし
備 考	事業期間：平成17年度から26年度（予定）

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	美祢社会復帰促進センター整備事業
評 価 の 概 要	新設刑務所である美祢社会復帰促進センター（仮称）について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「事業の効果」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が100点、計画の妥当性に関する評点が110点、事業の効果（費用対効果（B/C））が1.8となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価した。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名：美祢社会復帰促進センター整備事業 ②概算要求額（千円）： ③具体的内容 山口県美祢市に、美祢社会復帰促進センター（仮称）をPFI方式（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）により整備するため、国庫債務負担行為の要求をした。 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの 具体的内容・取組予定時期） 該当なし (2) その他 具体的内容・取組予定時期） 施設使用後5年経過後に、事後評価を実施する予定である。 3. その他 該当なし
備 考	事業期間：平成17年度から36年度（予定）

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	福岡刑務所新営工事
評 価 の 概 要	新営整備を計画している福岡刑務所について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が116点、計画の妥当性に関する評点が110点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価した。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名 :福岡刑務所新営工事
	②概算要求額 (千円) :
	③具体的内容 福岡県福岡市に、福岡刑務所を整備するため、調査費を要求した。
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの 具体的内容 取組予定時期) 該当なし
	(2) その他 具体的内容 取組予定時期) 事業費要求段階（平成17年度以降）に「事業の効果」まで含めて総合的に評価する予定である。
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年 9月 1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究
評価の概要	行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究について、「必要性」「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。 その結果、「必要性」については、最近の過剰収容等の問題は喫緊の課題とされ、法務省に置かれた「行刑改革会議」においても議論されるなど、当該研究を行う必要がある。 「効率性」については、本研究では、実際に刑務官として実務経験のある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、行刑施設に全面的な協力を得て研究を行うため、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。 「有効性」については、本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の行刑施設における効果的な処遇を企画・立案する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であると言える。 以上のことから、「必要性」「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名 行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究 ②予算額 (千円): 平成16年度 10,351千円 概算要求額 (千円):平成17年度 8,615千円 ③具体的内容 (1) 研究期間 平成16年度から平成17年度の2か年計画 (2) 研究内容 ア 現在の処遇に対する検証を加えるため、最近の受刑者の質的傾向及び過剰収容下で行われている現在の処遇策の運用上の問題点等を刑務官から直接聴取し、犯罪学者等からなる研究会を開催するとともに、過剰収容下における多様な施策あるいは効果的な制度をもつアメリカ等から専門家を招へいする。 イ 過剰収容対策に関して研究が進んでいる諸外国（イギリス、フィンランド及びアメリカ）に当所研究官を派遣し、同諸国の現状の調査や研究を実施している研究者らと討議することにより、制度の抱える問題点等を認識し、運用の在り方に対する方針を探求する。 (3) 上記研究を実施するため、平成17年度概算要求において、所要の経費を要求した。
	(3) その他 該当なし
	2 今後の予定 該当なし
	3 その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	保護司の活動実態と意識に関する総合的研究
評 価 の 概 要	保護司の活動実態と意識に関する総合的研究について、「必要性」「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。 その結果、「必要性」については、我が国の保護観察制度にとって、保護司の存在は必要不可欠であるところ、その活動をめぐる状況は厳しさを増してきており、本研究を実施することにより、その問題点を明らかにし、解決策を検討することは、今後の更生保護制度の充実・強化のために極めて重要である。 「効率性」については、本研究では、実際に保護観察官として保護観察の実務経験のある研究官を中心として行い、保護司に対しての面接やアンケートを実施する。また、本研究は研究官の発意により、これまで、基礎的な研究を進めてきたものであり、当該研究結果を利用するなど、効率化を図っており、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。 「有効性」については、本研究の結果は、取りまとめの上、関係各機関に広く配布し、保護司が直面している保護観察処遇の様々な課題に対する対策や保護観察処遇を効果的に実施するための施策等保護司制度の充実強化に関する提言を行うなどの成果が期待される。 以上のことから、「必要性」「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名 :保護司の活動実態と意識に関する総合的研究 ②概算要求額 (千円):平成17年度 12,473千円 ③具体的内容 (1) 研究期間 平成17年度から平成18年度の2か年計画 (2) 研究内容 ア 本研究では、現在保護司が抱えている様々な問題について詳細に調査を行い、解決への展望を明らかにしなければならず、そのため、①保護司が保護観察処遇の場面において直面している問題、②保護司による地域社会との調整に関する問題、③保護司確保にかかわる問題等について、保護司に対して面接及び質問紙による重層的・多角的な調査を実施する。 イ 日本と同様の保護司制度を擁し、充実発展がめざましいシンガポールの社会開発省及び更生保護施設等関連機関へ赴き、現地担当者から最新の情報や研究に必要な資料を収集するとともに、同国の保護司活動の実態について聞き取り調査を行う。 ウ 当所研究官に加え、刑事政策に関して学問的・実践的研究を実施している学者及び実務家等による保護司制度研究会を定期的開催することにより、今後の保護司制度の充実強化に有効・適切な方策を探索する。 また、刑事司法とボランティアに関する研究が進んでいるイギリスから学者を招へいすることにより、当該研究会をより充実したものとす。 (3) 上記研究を実施するため、平成17年度概算要求において、所要の経費を要求した。
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定 該当なし
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	薬物乱用者の処遇に関する総合的研究
評 価 の 概 要	薬物乱用者の処遇に関する総合的研究について、「必要性」「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。 その結果、「必要性」については、近年の薬物事犯の増加は極めて深刻な問題であり、その乱用を防止するための新たな方策を検討することは、喫緊の課題とされており、本研究により多様な処遇方法を検討する必要がある。 「効率性」については、本研究では、実際に捜査官として薬物事犯の捜査実務経験のある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、検察庁や刑務所・更生保護官署などの法務省の関係諸機関の協力を得ながら、より柔軟な薬物乱用処遇プログラムの開発や薬物乱用者を集禁して実施する治療共同体の可能性を検討することとしている。 また、本研究は研究官の発意により、基礎的な研究を進めてきたものであり、当該研究結果を利用するなど、効率化を図っており、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。 「有効性」については、本研究によって得られた研究成果は取りまとめの上、関係各機関に広く配布し、薬物乱用者の処遇に関する有効な提言を行うなどの成果が期待される。 以上のことから、「必要性」「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名 薬物乱用者の処遇に関する総合的研究 ②概算要求額 (千円) 平成17年度 13, 132千円 ③具体的内容 (1) 研究期間 平成17年度から平成18年度の2か年計画 (2) 研究内容 ア 当所研究官が各刑務所に赴き、刑務官等から薬物乱用者処遇の現状や現在の処遇策に関する運用上の問題点について聴取するなどの実態調査を実施する。 イ 薬物乱用者の処遇について効果的な制度を有するスウェーデンの司法省及び刑務所などの関連機関に当所研究官を派遣し、現地の実務担当者から同国の薬物乱用者処遇の現状等を聴取するとともに、最新の情報や研究に必要な資料の収集を行う。さらに、同国の学者等から直接、薬物乱用者の処遇策について聞き取り調査を行う。 ウ 当所研究官に加え、薬物乱用者の実態やその社会的背景等について研究を実施している専門家等からなる薬物乱用者処遇研究会を定期的に開催することにより、今後の薬物乱用者処遇に関する有効・適切な方策を採求する。 また、当分野の研究が最も進んでいるオランダから専門家を招へいすることにより、当該研究会をより充実したものとする。 (3) 上記研究を実施するため、平成17年度概算要求において、所要の経費を要求した。
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定 該当なし
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	ハイテク犯罪に関する基礎的研究
評 価 の 概 要	ハイテク犯罪に関する基礎的研究について、「必要性」「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。 その結果、「必要性」については、近年、いわゆるハイテク犯罪は大きな社会問題となってきたが、犯行形態が複雑化し、その進歩の速度は非常に速く、現状の問題点や対処方法を検討する必要がある。 「効率性」については、本研究では、実際に捜査官としてハイテク犯罪の捜査実務経験のある研究官を中心として行い、ハイテク犯罪の対策が進んでいるアメリカに赴いて、捜査上の問題点や対処方法について調査するほか、他の研究機関においてハイテク犯罪の研究を行っている研究者やハイテクの専門家などと意見交換をするなど、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は高い。 「有効性」については、本研究によって得られた研究成果は取りまとめの上、関係各機関に広く配布し、ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うなどの成果が期待される。 以上のことから、「必要性」「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。
評価結果に基づき措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名：ハイテク犯罪に関する基礎的研究 ②概算要求額（千円）：平成17年度 8, 160千円 ③具体的内容 (1) 研究期間 平成17年度から平成18年度の2か年計画 (2) 研究内容 ア ハイテク犯罪に関しての情報収集を行うため、当該犯罪対策が進んでいるアメリカに当所研究官が赴き、主に司法省及び連邦捜査局など関連機関へ赴いて、現地担当者から最新の情報や研究に必要な資料を収集するとともに、ハイテク犯罪の実態について調査する。また、併せて、大学や研究機関において、直接学者等からハイテク犯罪の対処方法等について聞き取り調査を行う。 イ 当所の研究官に加え、ハイテク犯罪の実態やその背景等について高度の知識を有する専門家等を研究員とするハイテク犯罪研究会を定期的で開催することにより、今後の我が国がとるべき有効・適切な方策を探究する。 (3) 上記研究を実施するため、平成17年度概算要求において、所要の経費を要求した。
	(3) その他 該当なし
	2 今後の予定 該当なし
	3 その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究
評 価 の 概 要	裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究について、「必要性」「効率性」及び「有効性」の観点から評価した。 その結果、「必要性」については、裁判員制度の導入は、司法制度改革の目玉とも言える極めて重要な政策であるところ、本制度を有効なものとするためには、裁判の運営方法等様々な問題について検討し、対策を講じなければならず、そのために必要な事項に関する研究は必要不可欠である。 「効率性」については、本研究は、実際に捜査官として捜査・公判の実務経験のある教官を中心として行うほか、法務省の施設等機関という特性を生かし、実際に捜査・公判に従事している検察官と共同して、裁判員制度下の公判運営及び捜査の在り方について検討するなど、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。 「有効性」については、本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、検察の現場に還元することにより、約5年後に実施される予定である裁判員制度下における公判運営の方法や捜査の在り方などに対する方策を検討していくための、有効な研究となることが期待される。 以上のことから、「必要性」「効率性」及び「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきであると評価できる。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名 :裁判員制度下の検察官研修実施に関する基礎的研究 ②概算要求額 (千円) :平成17年度 11,871千円 ③具体的内容 (1) 研究期間 平成17年度 (2) 研究内容 ア 現在実際に裁判員制度を導入して一定の成果を挙げている諸外国に当所研究官を派遣し、当該諸国の裁判運営方法、検察官に対する研修制度や内容などについて詳細に調査を行い、有益かつ豊富な情報を得る。 イ アで得た情報を基に、実際に捜査・公判に携わる検察官とともに、裁判員制度下における裁判の運営や捜査の在り方、研修制度や内容などについて、実務的・実践的な研究を行う。 (3) 上記研究を実施するため、平成17年度概算要求において、所要の経費を要求した。
	(3) その他 該当なし
	2. 今後の予定 該当なし
	3. その他 該当なし
備 考	